

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	(仮称) 新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：総合政策部区政情報課)

国や地方のデジタル業務改革の推進を目的に、令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日に施行される。

本改正に伴い、これまで国や国の独立行政法人、地方公共団体（区など）、民間事業者と別々になっていた個人情報保護制度の法体系が1つとなり、区においても法が直接適用される。また、独立行政委員会である個人情報保護委員会が、民間事業者に加え、行政機関における個人情報の取扱いに関して一元的に監督監視することになる。

ついては、区においても法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、令和5年3月31日で現行の新宿区個人情報保護条例（平成17年条例第5号）を廃止し、法の施行に必要な事項を定める（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）を制定する。

また、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならず、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するとされ、審議会には、サイバーセキュリティ等に関する専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が特に必要である場合に諮問することができることが示されている。

こうしたことから、法施行後の新宿区情報公開・個人情報保護審議会の役割や構成、個別の事案のガバナンス体制等について整理する。

1 法改正の概要及び内容等

- （1）趣旨及び適用関係（資料17—1）
- （2）法改正の要点（資料17—2）
- （3）現行の新宿区個人情報保護条例の規定・運用との比較（資料17—3）

2 法施行後の対応について

- （1）現行の個人情報保護関連規定について（資料17—4）
- （2）審議会について
 - ア 審議会への諮問事項及び審議会の役割等について（資料17—5）
 - イ 個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等の適切な管理のためのガバナンス体制（資料17—6及び資料17—7）
 - ウ 審議会の体制（案）について（資料17—8）

(3) 法施行条例について

ア 法施行条例で定める必要がある事項（資料17—9）

※法やガイドライン等では、法施行条例で定める必要がある事項や定めることが認められる事項を明示しており、当該事項について、区の法施行条例における規定の有無を検討し、法施行条例の骨子（案）を策定する。

イ 法施行条例の骨子（案）（資料17—10）

3 法施行条例の制定等に係るパブリック・コメントについて

(1) 実施期間

令和4年12月5日（月）から令和5年1月5日（木）まで

(2) 周知方法

令和4年12月5日号の広報新宿及び新宿区ホームページで周知し、意見を募集する。

(3) 閲覧・配布場所

区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、
区立図書館（10館）及び新宿区ホームページ

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和4年12月 5日（月）パブリック・コメント実施

令和5年 1月 5日（木）パブリック・コメント終了

1月19日（木）審議会（パブリック・コメント実施結果等の報告）

4月 1日（土）法及び法施行条例等の施行